

件名：旅券手数料の改定について

2026年6月2日  
在ブリスベン日本国総領事館

○旅券法の改正により、日本時間令和8年7月1日午前0時以降（豪州東部標準時7月1日午前1時以降）の申請分から新しい手数料（引き下げ）が適用されます。

- 1 5月22日、改正旅券法施行令が公布されました。同政令は、5月7日に公布された改正旅券法に基づき、旅券の手数料額を定めるものです。旅券の新しい手数料額は、これらの法令の施行日である日本時間令和8年7月1日午前0時以降（豪州東部標準時7月1日午前1時以降）の申請分から適用されます。
- 2 旅券の手数料額は、オンライン申請の場合、18歳以上向けの有効期間が10年の旅券は現行の15,900円から8,900円に、18歳未満向けの有効期間が5年の旅券は、現行の12歳以上が10,900円、12歳未満が5,900円から4,400円に、それぞれ引き下げられます。詳細は外務省ホームページに掲載していますので、下記リンク先をご確認ください。お住まいの国・地域における手数料額（現地通貨等）については、確定次第、申請先の在外公館ホームページに掲載される予定ですので、ご確認ください。

○外務省 HP

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/pagew\\_000001\\_02493.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/pagew_000001_02493.html)

- 3 なお、今回の手数料の改定に伴い、本年7月1日以降に申請する方が大幅に増加し、旅券の交付までに通常よりも時間を要する可能性がある他、在外公館まで送付する期間もありますので、7月に旅券の更新等が必要な方は、十分に時間的余裕をもって申請するように、ご注意ください。
- 4 また、外務省では、今回の旅券手数料の改定についての問合せに応じるため、6月1日から8月31日まで、一般向けの電話相談窓口、「パスポート相談特設ダイヤル (+81-50-1726-1824)」を設置し、手数料の改定や旅券の作成状況に関する問合せに対応いたしますので、ご利用ください。

（メール発信者）

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188

※このメールは、在留届及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内ください。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

以上